

# 三中だより

令和3年度 11月号



令和3年11月1日発行  
荒川区立第三中学校  
(学校通信 No. 11)  
校長 小柴 憲一

## いじめは、いつでもどこでも起こりえる

私は、いじめ行為を容認しません。いじめを受けた子どもは守り抜き、いじめをしてしまった子どもには反省をして自分の行動を改めてもらわなければならないと考えています。しかし、いじめは、いつでもどこでも起こりえますし、一つの事案の解消には時間を要するものです。

私は、過去に以下のようないじめ行為について、他校の教員から聞いたことがあります。

その学校のある部では、2年生の新キャプテン(新部長)を決めるとき、3年生の現キャプテンが同席したうえで、2年生全員を集めてミーティングをして合意し、顧問のところに現キャプテンと新キャプテン2人が行って報告し、承認を受けた上で正式決定するというシステムでした。

2年生のAさんは、1年生の時からレギュラーとしてゲームに出場し、技能的に最も優秀で2年生の中心として活躍していました。一方、Bさんは体を動かすことがあまり器用ではなく、控えの選手ではあるものの、欠席せずに練習に取り組んでいました。

新キャプテンを決める日の放課後、3年生の現キャプテンと2年生の部員が教室に集まり、まず現キャプテンが「キャプテンをやりたい人は手をあげて」と投げかけたところ、AさんとBさんが手をあげました。現キャプテンがそれぞれに理由を尋ねたところ、Aさんは「自分がキャプテンになったら、〇〇さんをどこのポジションにして・・・」と具体的に誰をどこのポジションにするかを言った上で、「まずはブロック大会進出をねらいます。」と言いました。一方Bさんは「自分がキャプテンになったら、練習に来ない人を減らしていきます。彼らは、自分と同じようにあまり上手ではないかもしれないけど、入部したからには体力をつけたいとか、チームの一員としての一体感を味わいたいとかの目的があったはずで、それを味わわせるために、きつい練習の時も互いに励まし合うチームにしていきます。」と言いました。

それを聞いた現キャプテンは、Bさんに「Bさんのようなチームにしたら、仲がいいだけの緩いチームになってしまい強くはなれない。」と言うとともに、Aさんは「そんなことはキャプテンにならなくたってできるだろ」とBさんに言いました。Bさんは「キャプテンが自ら励ましの声を掛けていくからこそできると思う。」と反論しました。そこで、現キャプテンは、「他の2年生はどう思う。AさんがいいかBさんがいいか」と質問したのですが、Bさんは、すかさず「先輩、今日もここに来ていない2年生がいます。ぼくは、その人たちのためにもキャプテンになろうとしているんです。その人たちの意見も聞いてほしいのですが。」と言いました。しかし、Aさんは「今日、キャプテン決めのミーティングがあることはみんな知っていたのに来なかったんだから、来なかったのが悪いんじゃないか。」と言い、「みんなもそう思わないか」と他の2年生に投げかけました。

他の2年生は、Aさん・Bさんで迷っているところでしたが、現キャプテンがAさんにキャプテンの座を譲ろうとしていること、Aさんは現キャプテンの応援を受けて強気になっていること、「Bさんがいい」と発言することによって、その後、自分の居心地が悪くなるのではないかなどと感じ、結局Aさんがいいということになりました。

さらに、現キャプテンは、顧問の先生に「満場一致でAさんになった」と報告したいから、「Bさんは立候補しなかったことでいいよね」とBさんに要求し、Bさんは「えっ」とそれ以上は言えず、顧問の先生への報告・承認を経て、Aさんの新キャプテンが正式決定しました。

しかし、後日、Bさんは顧問の先生のところに行って、「あのミーティングでは自分も立候補したが、現キャプテンの〇〇さんは最初からAさんにしたかったみたいだ。Aさんは他の2年生に対して威圧的で、言いたいことを言える雰囲気ではないし、その場になかった2年生の意見も聞こうとせず、あれでは自分に対するいじめだ。」と訴えたのです。

さて、これがいじめ行為にあたるのかどうか疑問に感じた保護者の方もいらっしゃると思いますが、いじめ防止対策推進法はいじめの定義の文末「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」から考えた場合、Bさんは苦痛を感じたわけであり、いじめ行為となるのです。

この後の顧問や担任からの指導において、現キャプテンやAさんは「2年生全員に参加するように事前に知らせておいた」「出席しなかったということは誰でもいいということなんじゃないか」「Bさんにも立候補の理由を話させた」「みんなでBさんはキャプテンに向いてないなんて言っていない」「立候補しなかったことでいいよねと言ったとき、Bさんはいやだとは言わなかった」などと、これのどこがいじめ行為なんだと言わんばかりに、理論的に話しをしてきました。

一方、その場に同席していたAさん・Bさん以外の2年生に話を聞くと、「あそこでBさんがキャプテンに向いていると言える雰囲気じゃなかった」と数名の子どもが話していたので、そのことも現キャプテンとAさんに話すと、「自分の考えを言えればいいだけで、言えなかった方がいけないんだ」と言ってきました。

結局、現キャプテンやAさんに、人はあなたたちのようにはっきりと物事を言える人たちばかりとは限らないこと、その中であって特に、「Bさんはこう感じて、こういうつらい思いをしたんだよ」と話すと、納得はしないものの、Bさんにつらい思いをさせてしまったことについては謝罪することとなりました。

この後、キャプテンは誰にしたか、いじめ行為の加害者となった現キャプテンとAさんの保護者はどんな反応を示したかなどは、大変複雑で長い話しになるので省略いたしますが、ここまででとても重要なことを2点だけお伝えします。

### ●「自分の物さしで人の感じ方を測ろうとしてはいけない」

「こんなことで・・・」「たったこれだけで・・・」という言葉は、自分の物さしで人の感じ方を測ろうとしている人が発する言葉です。

昨年度の3年生の面接練習で「いじめ問題についてですが、世間ではいじめられる側も悪いと言う人がいるようですが、あなたはどう思いますか」という質問に対して、約半数の子どもが「私もそう思います」と回答しました。「なぜそう思うのですか」と質問すると「いやだったら、はっきりと言えばいいのに、それを言わないから相手は大丈夫なのかと思ってしまう」「別に大したことじゃないのに、大げさに『いじめられた』と言っている人を前に見たことがあるので」などの回答が返ってきました。

これらも、すべて、自分の物さしで測ろうとしている結果の回答なのです。

「このくらい」「こうすればいいのに」「大げさだ」などの言葉は、あくまでも自分の生活体験による基準であり、それが「当たり前である」とか「普通である」という感覚で、人も同じように感じるだろうという見方をしてはいけないということなのです。人にはそれぞれの生活体験があり、個性もあり、多くの人ができることでも言えない人もいれば、多くの人聞き流せることでも心に傷がつくほど痛み苦しむ人もいるということを前提に考えなければなりません。特に、いじめ行為をしてしまった人は、自分を正当化しようとするがあまり、その考え方から目を背けようとしてしまいがちなのです。それは、いじめ行為をしてしまった子どもの保護者の方にとっては、ご自身のお子さんを「いじめの加害者」とは信じたくない気持ちはよく分かりますが、相手のお子さんが傷つい

ているのなら、「自分の物さしで人の感じ方を測ろうとしてはいけない」ということをお子さんに教えるチャンスだと思って、いじめ行為をしてしまったお子さんに向き合ってほしいと思います。

### ●「集団の中には無言のうちに同調圧力がかかる」

今回の事例でBさんは、現キャプテンとAさんだけからつらい思いをさせられたと思っているわけではありません。Bさんにとっては、「同席していた他の2年生全員もいじめ行為に加担した人たち」なのです。なぜなら、他の2年生は特別にBさんに苦痛を与えるような発言はしてはませんが、AさんとBさんに対して公平・公正な態度をとっていたわけではないからです。「欠席している2年生の話聞くべきかどうか」について意見を言ったわけではないし、「Bさんの立候補をなかったことにしよう」という考えにも異論を唱えた人はいなかったわけですから、明らかに、Bさんにとっては、現キャプテンとAさんの味方になって自分に苦痛を与えている人たちと思うことになってしまうのです。

では、その2年生たちの立場に立って考えると、決してBさんに苦痛を与えようという気持ちはなかったと思います。しかし、公平・公正な言動をとることのできない雰囲気強く感じていたことと思います。それが、同調圧力というもののなのです。同調圧力とは、集団の中にだけ発生するもので、マイノリティーに対して周囲の多数と同じような言動をとるよう、暗黙のうちに強制する力のことです。今回の場合、「その場でBさんがキャプテンに向いていると言える雰囲気ではなかった」と複数の2年生が感じていたことから、同調圧力をかけられていたということになります。

しかし、残念ながら同調圧力に負けた結果、Bさんに対して、「取り巻き」という典型的ないじめの構図をつくって苦痛を与えたという事実が残ることになってしまうわけで、同調圧力に負けない強い意志が必要ということになります。

このような場合、その事実を聞いた保護者の方は「うちの子は何も発言しなかった」と安心される場合もあるのですが、不正や不合理なことに対して「このままにはしておけない」という態度を表せなかったことについて、学校と協力して指導に当たっていただきたいと思います。

さて、この事例が私の記憶に深く残っている理由ですが、実はAさんは小学校のとき、物を隠されたり、廊下を歩いているとき体でぶつかってこられたり、宿泊行事のときに仲のいい友達をわざとほかの班に引っ張って行かれたりするなどのいじめを継続的に受けていたということを知ったからでした。いじめを受けていたからこそ、「自分がされたことに比べれば」という独特な自分の物さしができてしまっていたことが考えられます。いじめの被害者は、このようにしていじめの加害者に転じてしまうこともあるのかとショックを受けました。

また、Aさんは高校に進学したばかりの4月に、この件で指導を受けた教員のところを訪れ、実はあのとき「いじめ行為をしているという自覚があった」ということを伝えるとともに、必死に「自分は悪くない」と思い込ませようとするために、自分の中で自分を正当化しようとしていたことも話したそうです。そして、その教員を訪れる前に、Bさんの家に行って正直に全てを打ち明け、改めて謝罪をしたとのこと。きっと、この謝罪は、「許してもらおう」などの見返りを期待する謝罪ではなかったと思います。よく「謝ったのに許してもらえなかった」と愚痴を言う子どもがいますが、その子どもは謝罪の意味を理解していません。

### ●そもそも、謝罪とは許してもらおうことを実現するための秘策ではないからです。

Aさんの謝罪の話を知ったとき、「Aさんも2年間、つらい日々を送ったんだろうな。廊下などでBさんを見かけるたびに、自分を責めていたんだろうな。」と深く考えさせられるとともに、いじめ行為をした子どもが、すぐに自分自身の本当の姿に正対するには時間がかかるんだなと思いい、このことも印象に残った理由の一つなのです。

大人社会のように司法の場で判決を下すのとは違い、学校では教育によりいじめ行為をしてしまった子どもの内面の改善を図っていく場であることをご理解いただきたく存じます。

